

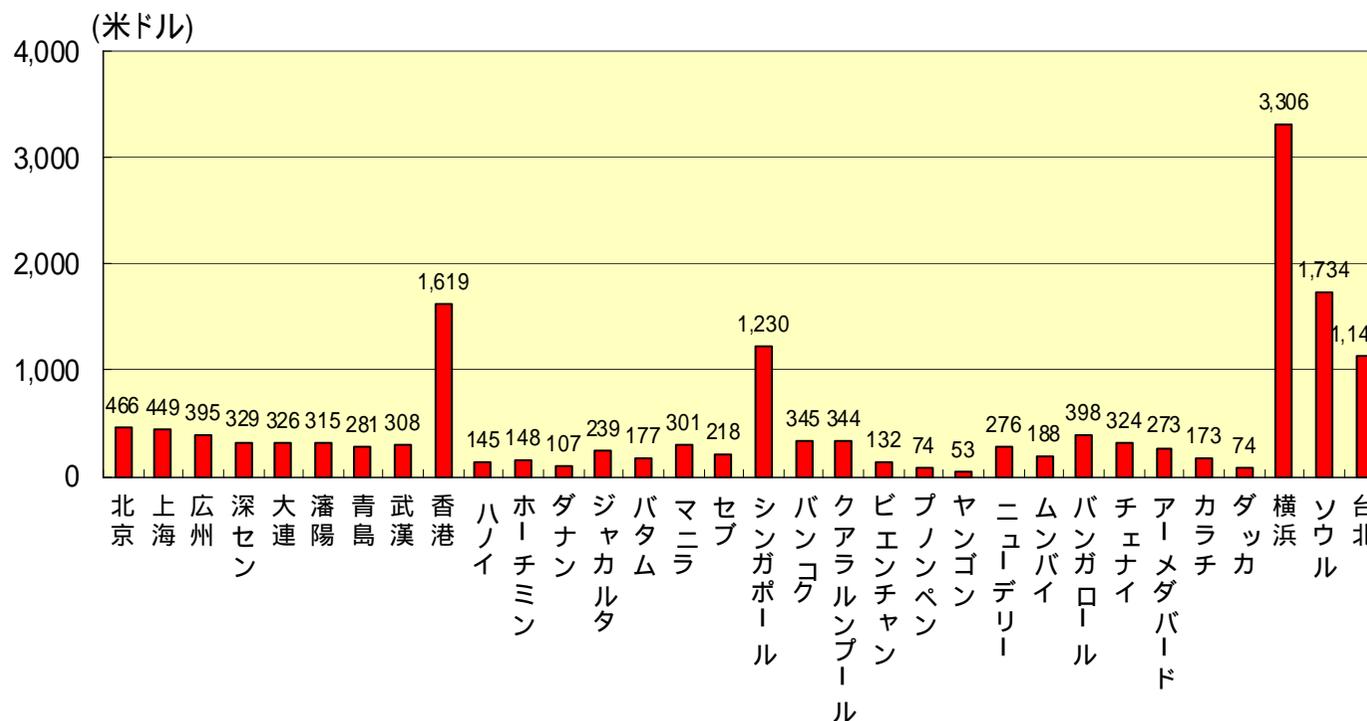
「アジア各国の賃金比較(2013年1月)」

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

アジアの高成長が続く中、生産拠点の海外シフト・再配置を検討する企業が増えてきています。その際には、各国の人件費がどの程度か、どのような投資インセンティブがあるかといった点を検討のポイントとされるケースが多いようです。特に日系製造業では、一般工等の賃金水準に着目するケースも多くなっています。

そこで、アジア各国の「製造業の一般工、エンジニア、中間管理層の月額賃金」、「非製造業のスタッフ、マネージャーの月額賃金」、「店舗スタッフ(アパレル、飲食)の月額賃金」の賃金水準データを、以下の通りまとめました。(いずれも基本給)

【アジア各国の一般工の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)JETRO資料(2013年1月)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成
アジア諸国 = 2012年10～11月調査実施。米ドル換算は2012年10月の平均レート適用。

1. 月額賃金の比較

JETRO発表の「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較(2013年1月)」から「製造業の一般工、エンジニア、マネージャー」、「非製造業のスタッフ、マネージャー」、「店舗スタッフ(アパレル、飲食)」の賃金水準を比較したものが下表です。各国の賃金は米ドル建てで比較しています。従って相対的な賃金水準は、(1)現地通貨建ての賃金の上昇、(2)現地通貨の対ドルレートの推移、の2つの要因で左右されます。また、企業サイドの支払人件費としては、この他に社会保障費の負担率なども考慮する必要があります。

表1. 製造業：一般工の月額賃金の比較

	中国									ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	瀋陽	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	466	449	395	329	326	315	281	308	1,619	145	148	107	239	177	301	218	1,230	345
日本(100)との比較	14.1	13.6	11.9	10.0	9.9	9.5	8.5	9.3	49.0	4.4	4.5	3.2	7.2	5.4	9.1	6.6	37.2	10.4

表2. 製造業：エンジニア(中堅技術者)の月額賃金の比較

	中国									ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	瀋陽	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	743	835	704	650	565	552	460	571	2,263	342	297	168	433	313	452	323	2,325	698
日本(100)との比較	15.7	17.6	14.8	13.7	11.9	11.6	9.7	12.0	47.7	7.2	6.3	3.5	9.1	6.6	9.5	6.8	49.0	14.7

表3. 製造業：マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較

	中国									ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	瀋陽	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	1,445	1,456	1,274	1,302	1,083	953	716	968	3,580	787	653	336	1,057	1,355	1,070	749	4,268	1,574
日本(100)との比較	25.0	25.2	22.1	22.6	18.8	16.5	12.4	16.8	62.0	13.6	11.3	5.8	18.3	23.5	18.5	13.0	73.9	27.3

表4. 非製造業：スタッフ(一般職)の月額賃金の比較

	中国									ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	瀋陽	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	840	824	848	639	603	611	568	731	1,991	418	440	320	423	n.a.	493	479	2,330	664
日本(100)との比較	25.6	25.1	25.8	19.5	18.4	18.6	17.3	22.3	60.7	12.7	13.4	9.8	12.9	-	15.0	14.6	71.0	20.2

表5. 非製造業：マネージャー(営業担当課長クラス)の月額賃金の比較

	中国									ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	瀋陽	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	1,962	1,891	1,886	1,433	1,361	1,122	1,210	1,727	4,016	976	1,222	830	1,245	n.a.	1,194	1,552	4,672	1,602
日本(100)との比較	35.8	34.5	34.4	26.1	24.8	20.4	22.1	31.5	73.2	17.8	22.3	15.1	22.7	-	21.8	28.3	85.1	29.2

注1. 「日本(=100)との比較」は日本(横浜の2012年)の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

注2. 月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(JETRO、2013年1月)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成
(2012年10～11月ジェットロ実施、米ドルへの換算は12年10月の平均レート)

1. 月額賃金の比較(続き)： 製造業、非製造業

表1．製造業：一般工の月額賃金の比較

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	344	132	74	53	276	188	398	324	273	173	74	3,306	1,734	1,143
日本(100)との比較	10.4	4.0	2.2	1.6	8.3	5.7	12.0	9.8	8.3	5.2	2.2	100.0	52.5	34.6

表2．製造業：エンジニア（中堅技術者）の月額賃金の比較

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	944	336	298	138	641	546	927	611	909	638	190	4,231	2,255	1,456
日本(100)との比較	19.9	7.1	6.3	2.9	13.5	11.5	19.5	12.9	19.2	13.5	4.0	89.2	47.6	30.7

表3．製造業：マネージャー（営業担当課長クラス）の月額賃金の比較

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	1,966	410	563	433	1,395	1,289	1,738	1,236	2,001	1,386	484	5,773	3,249	2,002
日本(100)との比較	34.1	7.1	9.8	7.5	24.2	22.3	30.1	21.4	34.7	24.0	8.4	100.0	56.3	34.7

表4．非製造業：スタッフ（一般職）の月額賃金の比較

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	858	321	297	236	562	775	518	418	182	318	304	3,281	2,165	1,356
日本(100)との比較	26.2	9.8	9.1	7.2	17.1	23.6	15.8	12.7	5.5	9.7	9.3	100.0	66.0	41.3

表5．非製造業：マネージャー（営業担当課長クラス）の月額賃金の比較

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	1,986	1,109	1,088	668	1,442	2,039	1,382	1,074	2,001	692	747	5,487	3,425	2,344
日本(100)との比較	36.2	20.2	19.8	12.2	26.3	37.2	25.2	19.6	36.5	12.6	13.6	100.0	62.4	42.7

注1．「日本(=100)との比較」は日本(横浜の2012年)の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

注2．月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(JETRO、2013年1月)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成
(2012年10～11月ジェット口実施、米ドルへの換算は12年10月の平均レート)

1. 月額賃金の比較(続き): 店舗スタッフ(アパレル、飲食)

表6. 店舗スタッフ(アパレル)の月額賃金の比較

	中国									ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	瀋陽	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	577	461	502	574	446	463	343	329	1,391	n.a.	n.a.	n.a.	173	145	266	191	976	283
日本(100)との比較	26.9	21.5	23.4	26.8	20.8	21.6	16.0	15.4	64.9	-	-	-	8.1	6.8	12.4	8.9	45.5	13.2

表7. 店舗スタッフ(飲食)の月額賃金の比較

	中国									ベトナム			インドネシア		フィリピン		シンガポール	タイ
	北京	上海	広州	深セン	大連	瀋陽	青島	武漢	香港	ハノイ	ホーチミン	ダナン	ジャカルタ	バタム	マニラ	セブ	シンガポール	バンコク
月額賃金(米ドル)	463	356	326	382	407	356	342	376	1,368	n.a.	n.a.	n.a.	129	193	266	191	954	242
日本(100)との比較	35.0	26.9	24.7	28.9	30.8	26.9	25.9	28.4	103.5	-	-	-	9.8	14.6	20.1	14.4	72.2	18.3

表6. 店舗スタッフ(アパレル)の月額賃金の比較

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	511	176	125	58	228	410	109	104	210	103	104	2,143	2,059	838
日本(100)との比較	23.8	8.2	5.8	2.7	10.6	19.1	5.1	4.9	9.8	4.8	4.9	100.0	96.1	39.1

表7. 店舗スタッフ(飲食)の月額賃金の比較

	マレーシア	ラオス	カンボジア	ミャンマー	インド					パキスタン	バングラデシュ	日本	韓国	台湾
	クアラルンプール	ビエンチャン	プノンペン	ヤンゴン	ニューデリー	ムンバイ	バンガロール	チェナイ	アーメダバード	カラチ	ダッカ	横浜	ソウル	台北
月額賃金(米ドル)	526	75	81	35	146	291	n.a.	n.a.	210	82	148	1,322	1,498	566
日本(100)との比較	39.8	5.7	6.1	2.6	11.0	22.0	-	-	15.9	6.2	11.2	100.0	113.3	42.8

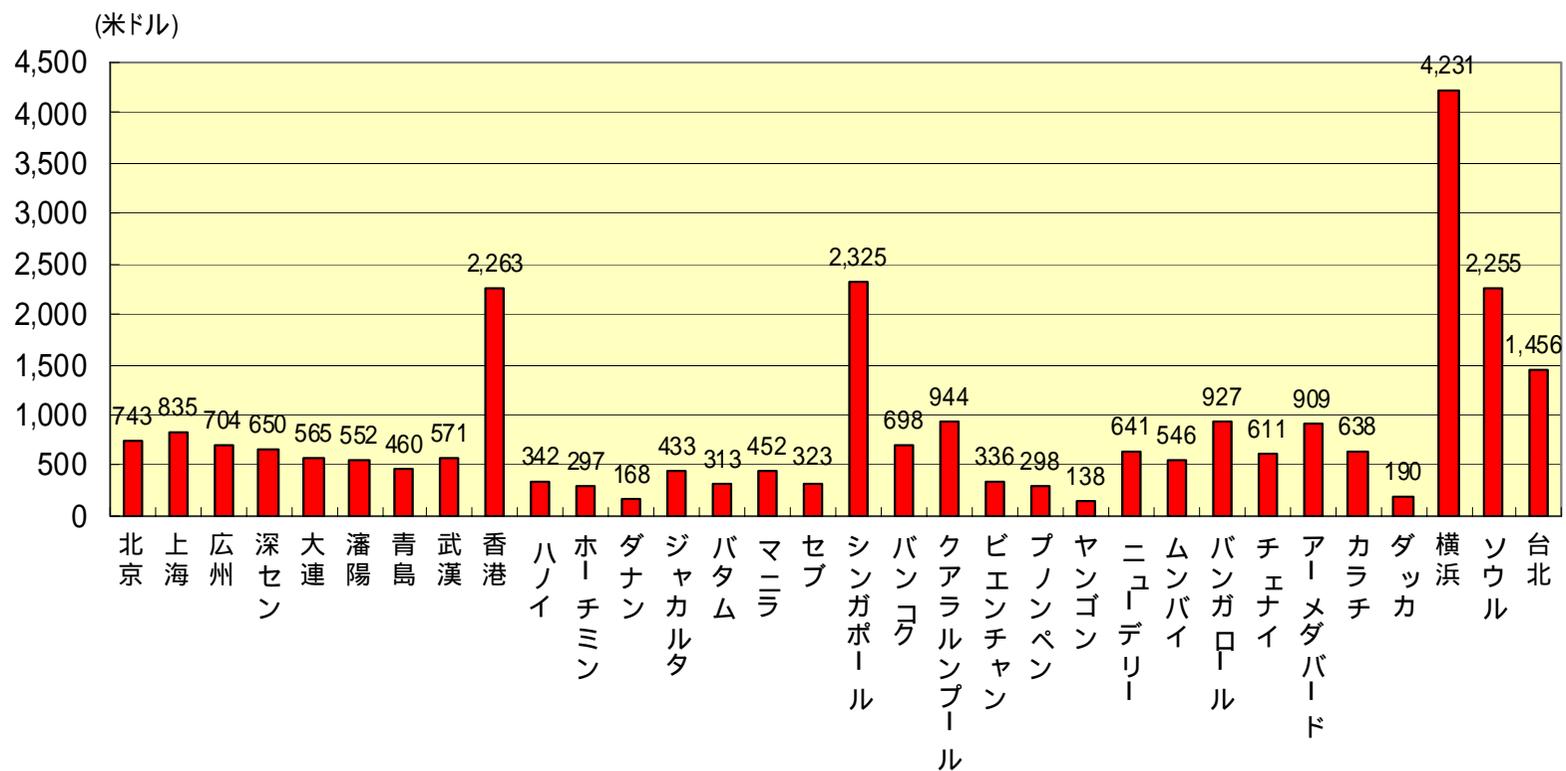
注1. 「日本(=100)との比較」は日本(横浜の2012年)の賃金を100としたときの各国の賃金水準を指数化したもの。

注2. 月間賃金には会社負担の社会保障費負担を含んでいない。

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(JETRO、2013年1月)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成
(2012年10~11月ジェトロ実施、米ドルへの換算は12年10月の平均レート)

2. エンジニア(中堅技術者)の各国賃金比較(グラフ)

【アジア各国のエンジニア(中堅技術者)の米ドル建て月額賃金の比較】

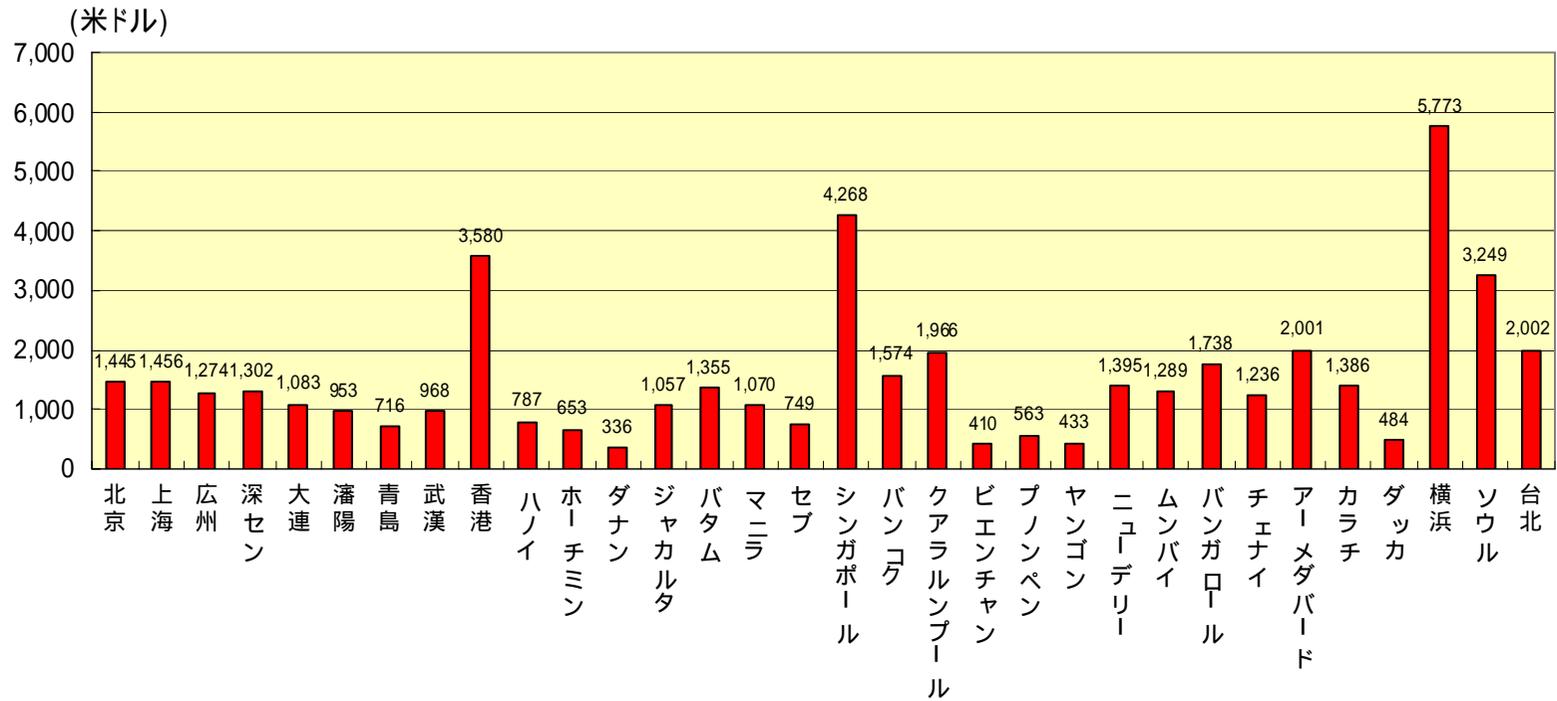


(出所)JETRO資料(2013年1月)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

アジア諸国 = 2012年10～11月調査実施。米ドル換算は2012年10月の平均レート適用。

3. マネージャー（製造業営業担当課長クラス）の各国賃金比較（グラフ）

【アジア各国のマネージャー（製造業）の米ドル建て月額賃金の比較】



(出所)JETRO資料(2013年1月)より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成
 アジア諸国 = 2012年10～11月調査実施。米ドル換算は2012年10月の平均レート適用。

4. 主要国の法定最低賃金動向 ……一般工の賃金水準を見ると、法定最低賃金の上昇率も、比較の判断材料になると考えられます。

【アジア諸国の月額法定最低賃金】

インドネシア	実額(ルピア)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
ジャカルタ特別区	1,118,009	1,290,000	1,529,150	2,200,000	18.5	43.9	139	163	229	16.8	40.7
ブカシ県	1,169,974	1,286,421	1,491,000	2,002,000	15.9	34.3	139	159	209	14.2	31.3
スラバヤ市	1,031,500	1,115,000	1,257,000	1,740,000	12.7	38.4	121	134	181	11.1	35.4
スマラン市	824,000	961,323	991,500	1,209,100	3.1	21.9	104	106	126	1.6	19.3
バタム市	1,110,000	1,180,000	1,402,000	2,040,000	18.8	45.5	128	149	213	17.0	42.3

タイ	実額(バーツ)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
バンコク	6,180	6,450	9,000	9,000	39.5	0.0	204	288	300	41.0	4.3

ベトナム	実額(ドン)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
エリア1: ハノイ、ホーチミンの都市部	1,340,000	1,550,000	2,000,000	2,350,000	29.0	17.5	73	96	113	31.3	17.9
エリア2: ハノイ、ホーチミンの都市部の外側	1,190,000	1,350,000	1,780,000	2,100,000	31.9	18.0	64	85	101	33.2	18.4
エリア3:	1,040,000	1,170,000	1,550,000	1,800,000	32.5	16.1	56	74	87	32.6	16.5

フィリピン	実額(ペソ)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
マニラ首都圏	10,100	10,650	11,400	-	5.0	-	246	270	-	6.9	-

マレーシア	実額(リンギット)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
マレー半島	-	-	-	900	-	-	-	-	300	-	-
サバ州、サラワク州	-	-	-	800	-	-	-	-	267	-	-

中国	実額(人民元)				前年比上昇率(%)		米ドル換算(US\$)			前年比上昇率(%)	
	2010年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年	2011年	2012年	2013年	2012年	2013年
上海(市内)	1,120	1,280	1,450	1,620	13.3	11.7	189	229	256	21.2	11.8
深セン	1,100	1,320	1,500	1,600	20.0	6.1	195	237	261	21.5	9.3

(出所)各種資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

為替レートは1米ドル当たり、2012年9,390ルピア、31.3バーツ、20,874ドン、42.2ペソ、6.32元、

2013年9,600ルピア、30.0バーツ、20,800ドン、3.0リンギット、40.1ペソ、6.14円で計算。

上昇率は年率換算して算出。バンコクは、日額の30倍で月額に換算。

ベトナムのエリアの範囲は2009年1月、2011年1月、2011年10月に見直されている。

フィリピンは、首都圏一般企業の数字。生活手当(COLA)含む。日額456ペソを月25日稼働と考えて月額に換算。上昇率は年率換算。

上海の最低賃金は2010年4月1,120元、2011年4月1,280元、2012年4月1,450元、2013年4月1,620元に引き上げられている。

深センの最低賃金は2011年4月1,320元、2012年2月1,500元、2013年3月1,600元に引き上げられている。

各国の法定最低賃金動向についてのコメント

1. インドネシア

2012年、2013年と2年連続で2桁の引き上げ率となっているエリアが多い。2013年1月1日からジャカルタ特別区で43.9%の大幅な引き上げとなるなど、各地で引き上げ率が2012年を大幅に上回っている。このため、繊維産業など一部の輸出型企業で、インドネシア国内の、より賃金の低いエリアに生産をシフトする動きが報じられている。

2. タイ

2012年4月にバンコクとその周辺で最低賃金が日額300バーツに39.5%引き上げられており、2013年1月は当該エリアの最低賃金は、前年と同額で引き上げられていない。これまで最低賃金が日額300バーツより低かったエリアでは、2013年1月から数%～40%近く引き上げられ日額300バーツになっている。全国一律の最低賃金がうまく機能するのが注目される。

3. ベトナム

2013年1月の引き上げ率は、エリア1から3については、16.1%から18.0%と2桁台である。昨年(29.0%から32.5%)より低い引き上げ率となっている。2013年5月1日施行の改正労働法では、労働者と家族の最低限度の生活水準を保障する賃金が義務付けられており、現在の最低賃金の水準では、必要生活費の60%程度しかカバーされていないとされる。このギャップを埋めるために、今後の法定最低賃金の引き上げ率が、どの程度になるかが注目されている。

4. フィリピン

マニラ首都圏の一般企業の最低賃金は、2012年5月に日額446ペソ、2012年11月に日額456ペソに引き上げられている(生活手当[COLA]を含む)。従業員10人以下のサービス業・製造業については、日額419ペソ。引き上げ率は、年率5%と他のASEAN主要国比では低くなっている。

5. マレーシア

2013年1月から法定最低賃金制度が導入された。マレー半島が月額900リンギット、サバ州、サラワク州が月額800リンギット。従業員5名以下の企業は、7月1日まで猶予される。

6. 中国

2013年については、上海が年率11.7%、深センが年率6.1%引き上げられている。国内の貧富の格差解消のため、今後も最低賃金は、段階的に引き上げられるとみられている。

5. オーストラリア、ニュージーランドの月額賃金

オーストラリア、ニュージーランドの月額賃金は以下の通り。アジア諸国の賃金水準より高くなっています。

		月額賃金(米ドル)	
		オーストラリア	ニュージーランド
製造業	一般工	4,615	3,009
	エンジニア	6,895	4,630
	マネージャー	8,785	5,946
非製造業	スタッフ	4,798	3,503
	マネージャー	8,635	6,073

(出所)「アジア主要都市・地域の投資関連コスト比較」(JETRO、2013年1月)

より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

(2012年10～11月ジェットロ実施、米ドルへの換算は12年10月の平均レート)

レポート作成

三菱東京UFJ銀行

国際業務部 北村広明

E-mail: hiroaki_2_kitamura@mufg.jp

本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。

本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。

本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。

本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。

本資料の内容は予告なく変更される場合があります。